

# 日本フォークリフト販売協会 定 款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (名称)

本会は、日本フォークリフト販売協会（英文名 Japan Forklift Dealers Association, 略称「J F D A」）と称する。

### 第 2 条 (事務所)

本会は、主たる事務所を、東京都に置く。

### 第 3 条 (目的)

本会は、フォークリフトの適正な流通に関する施策の推進を図り、もってわが国経済の発展に寄与することを目的とする。

### 第 4 条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フォークリフト販売事業の経営改善
- (2) 販売に伴うアフターサービスの改善
- (3) フォークリフトの流通に関する調査
- (4) フォークリフトに関する法制及び税制の調査、研究
- (5) フォークリフトの使用にかかわる安全の確保に関する対策の研究
- (6) フォークリフト荷役の改善合理化施策の推進
- (7) 中古フォークリフトの公正な流通施策の策定およびその調査
- (8) その他本会の目的達成に必要な事項

## 第 2 章 会 員

### 第 5 条 (種別)

本会の会員は、正会員および賛助会員とする。

- ② 正会員は、本会の目的に賛同して入会したフォークリフト販売事業を営むもの(製造販売を営むものを除く)ならびにこれらのものを構成員とした団体とする。
- ③ 賛助会員は、前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。

## 第 6 条 (入会)

本会の会員になる場合は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経て会員となる。

- ② 法人または団体たる会員にあつては、法人または団体の代表者が、本会に対しての権利を行使する者(以下「会員代表者」)1人を定め、会長に届け出なければならない。
- ③ 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。
- ④ 本会の会員になる場合は、法人または団体の出先(支社・支店含む)でも入会できるものとする。

## 第 7 条 (入会金および会費)

正会員は、入会金および会費を、賛助会員は、賛助会費を、それぞれ納入しなければならない。

- ② 正会員の入会金および会費、賛助会員の賛助会費の額ならびに徴収方法は、総会で定める。
- ③ 本会は、運営上特に必要あるときは、臨時会費を徴収することができる。

## 第 8 条 (会員の権利および義務)

会員の権利は、次の通りとする

1. 本会の事業に参加すること
  2. 正会員は、各1個の議決権を有すること
  3. 正会員は、役員に選任されること
- ② 会員の義務は、次の通りとする。
    1. 定款および総会の決議を遵守すること
    2. 本会の経費を負担すること

## 第 9 条 (退会)

会員が本会を退会しようとするときは、その理由を附した所定の退会届を会長に提出しなければならない。

## 第 10 条 (除名)

会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を汚し、または信用を失うような行為があつたとき
- (2) 定款または総会の決議を無視する行為があつたとき
- (3) 著しく会費等を滞納したとき

## 第 11 条 (権利の喪失)

退会したものまたは除名されたものは、会員としての一切の権利を失い、既に納入した会費等その他本会の資産に対して何等の請求をすることができない。

但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

### 第 3 章 役 員

#### 第 12 条 (役職および定数)

本会に次の役員を置く。

1. 理事 8人以上25人以内
2. 監事 1人以上3人以内

#### ② 本会には、理事の中から、次の役付理事を置く。

- 会 長 1人  
副 会 長 6人以内  
常務理事 1人

#### 第 13 条 (選任)

理事および監事は、総会において、正会員の会員代表者のうちから選任する。

但し、常務理事となる理事は、会員以外の者から選任することができる。

#### ② 総会が招集されるまでの間において、補欠または増員のため理事または監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定に拘らず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。

この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。

#### ③ 会長・副会長・常務理事は、理事会においてその互選により定める。

#### ④ 理事および監事は、相互に兼任することはできない。

#### ⑤ 会長は、理事会において輪番制で選任し任期を2年とする。

#### 第 14 条 (職務)

理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

#### ② 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。

#### ③ 副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長に差し支えあるとき、または会長欠員の場合は、理事会であらかじめ定めた順位により、その職務を代行する。

#### ④ 常務理事は、会長・副会長を補佐し、会長の命を受けて事務局を統括し、日常の会務を処理する。

#### ⑤ 監事は、民法第59条の職務を行う。

#### 第 15 条 (任期)

役員の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する総会終結の時までとする。

但し、重任を妨げない。

#### ② 補欠または増員により選任された役員の任期は、他の現任役員の任期の満了すべき時までとする。

#### ③ 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行しなければならない。

第 16 条（解任）

役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない事実が認められるとき

第 17 条（顧問および相談役）

本会に、顧問および相談役を置くことができる。

- ② 顧問および相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- ③ 顧問および相談役は、会長の諮問に答え、本会の運営に関し意見を述べることができる。

第 18 条（報酬）

本会の理事・監事・顧問および相談役は名誉職とする。

但し、報酬を支給するときは、理事会の決議によるものとする。

## 第 4 章 会 議

第 19 条（種別）

本会の会議は、総会および理事会とし、総会は、通常総会および臨時総会とする。

第 20 条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

- ② 理事会は、理事をもって構成する。
- ③ 監事は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

第 21 条（権能）

総会は、本定款に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

- ② 理事会は、本定款に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。
  - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 22 条（開催）

通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 2ヶ月以内に開催する。

- ② 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき
  - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上に当たる会員から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき
  - (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

- ③ 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき

#### 第 23 条 (招集)

総会および理事会は、会長が招集する。

- ② 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面をもって、会日の2週間前までに通知しなければならない。
- ③ 前項の規定は、理事会について準用する。但し、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会で定めた方法により招集するときは、この限りでない。
- ④ 前条第2項第2号もしくは第3号、第3項第2号の請求があったときは、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

#### 第 24 条 (議長)

総会および理事会の議長は、会長がこれに当たる。

但し、第22条第2項第3号の請求があった場合において臨時総会を開催したときは、出席会員の中から議長を選出する。

#### 第 25 条 (定足数)

総会および理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

#### 第 26 条 (議決)

総会および理事会の議決は、この定款に定める場合を除くのほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- ② 総会および理事会においては、第23条第2項または第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

但し、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

- ③ 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について議決権を行使することはできない。

#### 第 27 条 (書面による議決等)

やむを得ない事由のため、総会または理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって議決権を行使することができる。

- ② 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- ③ 第1項の規定により議決権を行使する構成員は、第25条および前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

第 28 条（議事録）

総会および理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時および場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席した構成員の数、理事会にあつては、理事の氏名（書面による委任者および受任者を含む）
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議決事項
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- ② 議事録には、議長および出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

## 第 5 章 資産および会計

第 29 条（資産の構成）

本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費および賦課金
- (4) 寄付金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

第 30 条（資産の管理）

本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の決定するところによる。

第 31 条（経費の支弁）

本会の経費は、資産をもってこれに充てる。

第 32 条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 33 条（事業計画および収支予算）

本会の事業計画書および収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。

但し、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決によることができる。

この場合においては、当該事業年度開始直後の総会の議決を得るものとする。

- ② 前項但書の場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

第 34 条（事業報告および収支決算）

本会の事業報告書、収支決算書および財産目録は、会長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経たうえ、当該事業年度終了直後の総会の議決を得なければならない。

第 35 条（収支損益の処理）

本会の収支決算に差益が生じた場合において、繰越損失があるときは、その補填に充当するものとし、なお、差益があるときは、総会の議決を得てその全部または一部を翌事業年度に繰り越し、または積み立てるものとする。

## 第 6 章 定款の変更

第 36 条（定款の変更）

この定款は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければ、変更することはできない。

## 第 7 章 解 散

第 37 条（解散）

本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号の規定に基づき解散する。

第 38 条（残余財産の処分）

本会が解散の際に有する残余財産の処分は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決によるものとする。

## 第 8 章 事 務 局

第 39 条（事務局）

本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- ② 事務局には、所要の職員を置く。  
③ 事務局におよび職員に関する規定は、理事会において別にこれを定める。

## 第 9 章 委 員 会

### 第 40 条 (委員会)

本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- ② 委員会は、その目的とする事項について、調査、研究、審議する。
- ③ 委員会の組織および運営に必要な事項は、会長が理事会の議決を得て定める。

### 付 則

- 1. 本定款は、設立総会の議決を経たときから発効する。
- 2. 本会の最初の事業年度の入会金および会費は、第 7 条の規定に拘らず、設立総会の定めるところによる。
- 3. 本会の設立当初の役員は、第 13 条第 1 項および第 2 項の規定に拘らず、設立総会の定めるところにより、その任期は、設立後の最初の事業年度に係る通常総会終結のときまでとする。
- 4. 本会の最初の事業年度は、第 32 条の規定に拘らず、設立総会の日から、最初に到来する 3 月 31 日までとする。
- 5. 本会の最初の事業年度の事業計画および収支予算は、第 33 条の規定に拘らず、設立総会の定めるところによる。
- 6. 第 12 条(役職および定数)は、平成 16 年 5 月 14 日から適用する。
- 7. 第 13 条⑤を追加する。追加部分は平成 17 年 5 月 24 日から適用する。
- 8. 第 6 条④を追加する。追加部分は平成 22 年 5 月 18 日から適用する。